

標記爭議ニ関シ當廳調停課ニ於テ勞賃間ヲ斡旋中ナル  
コトハ既報ノ要昨廿二日官房主事ノ調停ニ依リ兩者互  
譲ノ結果圓滿解決セルカ狀況左記ノ通ニ有之

一 事業主側

會社側ニ於テハ出勤者ノ増加ト共ニ各職場ノ作業ヲ  
回復セルカ之等ニ對シ未拂給料ノ内男五圓女參圓宛  
ヲ支拂ヒ廿日以降連日當廳調停課ニ重複カ出頭シ折  
衝ノ上後叙ノ如キ条件ヲ以テ解決スルニ至レリ

二 爭議團體

(A) 従業員同盟第一本部ニテハ約百名集合シ二十日前  
十時ヨリ実行委員會ヲ開キ前日調停課長ヨリ呈示

セラレタル會社側ノ解決案ニ付協議九記十一項目  
ヲ決定セリ

記

- (1) 今後解雇セサルコト
- (2) 工場閉鎖ヲセサルコト
- (3) 作業ヲ即時開始スルコト
- (4) 給料分割拂ヒヲ為サハルコト
- (5) 暴圧セサルコト
- (6) 退職手当制定スルコト
  - 一々年未滿 三十日分
  - 三々年未滿 六十日分
  - 八々年未滿 七十五日分